

お知らせ 各種相談

国民健康保険被保険者証を更新します

11月1日(月)からお使いいただく国民健康保険被保険者証(今年は「水色」以下、「保険証」という)を転送不要の簡易書留郵便を使って10月中にお送りします。簡易書留郵便はポストには投函されませんので、配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等お預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。また、10月中に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合など、お住まいの区の区役所保険年金業務担当(保険)にお問い合わせください。

なお、10月31日(日)までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療制度被保険者証を送付しています。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

医療証を更新します

障がい者医療証、こども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します。障がい者医療証はオレンジ色からうぐいす色へ、ひとり親家庭医療証は桃色からあざぎ色へ変わります。(こども医療証は色の変更はありません。)資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。現在、お持ちの医療証は11月1日(月)から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※こども医療証については、有効期限が令和3年10月31日(日)までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。

問合せ 保険福祉課 ☎ 6977-9857

学校選択制希望調査票

令和4年4月より小学校・中学校に入学するお子さんの保護者に「学校案内」および「学校選択制希望調査票」をお届けしています。お住まいの通学区域の小中学校や、指定学校外就学(私立・国立等)を希望される方についても、全員「学校選択制希望調査票」の提出が必要となっていますので、**10月29日(金)**までに同封の返信用封筒で送付していただくか、窓口サービス課(1階16番窓口)へ提出してください。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9963

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第3期分の納期限は、**11月1日(月)**です。新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含み、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により減額・免除されることがあります。詳しくは、令和3年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。また、キャッシュレス決済アプリ(PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY等)、クレジットカードによる納付も可能です。(Apple Payも利用可)納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市税 納付 検索

問合せ なんば市税事務所
市民税等グループ 個人市民税担当
☎ 4397-2953 FAX 4397-2905
(平日9:00~17:30(金曜日9:00~19:00))

ネットで便利！大阪市税

市税の納付について、スマートフォンなどからインター

ネットを利用した便利なサービスをご案内します。

▶Web口座振替受付サービス

市税の口座振替・自動払込をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みできます。対応金融機関などについては、大阪市ホームページからご確認ください。

▶スマートフォンなどを利用した納付方法

コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書で、キャッシュレス決済アプリ(PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY等)による納付ができます。また、大阪市税クレジットカード納付サイトからクレジットカードによる納付も可能です(Apple Payも利用可)。詳細や操作手順については、動画でもご確認ください。その他の対応アプリや納付方法等、詳細については、大阪市ホームページからご確認ください。

大阪市 市税 納付

検索



↑動画はこちら

▶「納期限のお知らせ」メール配信

大阪市メールマガジンに登録したパソコンや携帯電話に、大阪市税の納期限一週間前および前日に納期限をメールにてお知らせします。納付のうっかり忘れを防止するためにも、ぜひご登録ください。

国税 は、簡単・便利な「キャッシュレス納付」を!!

スマートフォン・パソコンから簡単な操作で納付手続きが完了します。
納付はお近くの銀行・郵便局やコンビニでもできます。
なお、**税務署窓口で納付**する場合は、**9:00~16:00**までをお願いします。

キャッシュレス納付とは

- ▼ダイレクト納付(e-Tax申告に基づく口座振替)
- ▼振替納税
- ▼クレジットカード納付
- ▼インターネットバンキング

問合せ 東成税務署 ☎ 6972-1331

東成区役所での各種無料相談(10月1日~11月10日) 対 象 大阪市民の方
※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	10月 7日、14日、21日、28日 11月 4日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	10月 24日(日) 9:30~12:30	事前予約 区役所3階総務課または電話で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	10月 15日(金) 13:00~15:00	事前予約 10月8日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	10月 6日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所3階総務課で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	10月 8日(金) 22日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	10月 20日(水) 13:00~16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 ☎6977-9126
専門相談員による人権相談	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30  人権相談 メールフォーム
障がいのいろいろ相談会	10月 8日(金) 13:00~15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 ☎6977-9857

※ごみの啓発・相談コーナーと花と緑の相談は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。